

島原市災害廃棄物処理計画 概要版

1 計画の目的

今後、本市において発生が想定される大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、計画を策定する。

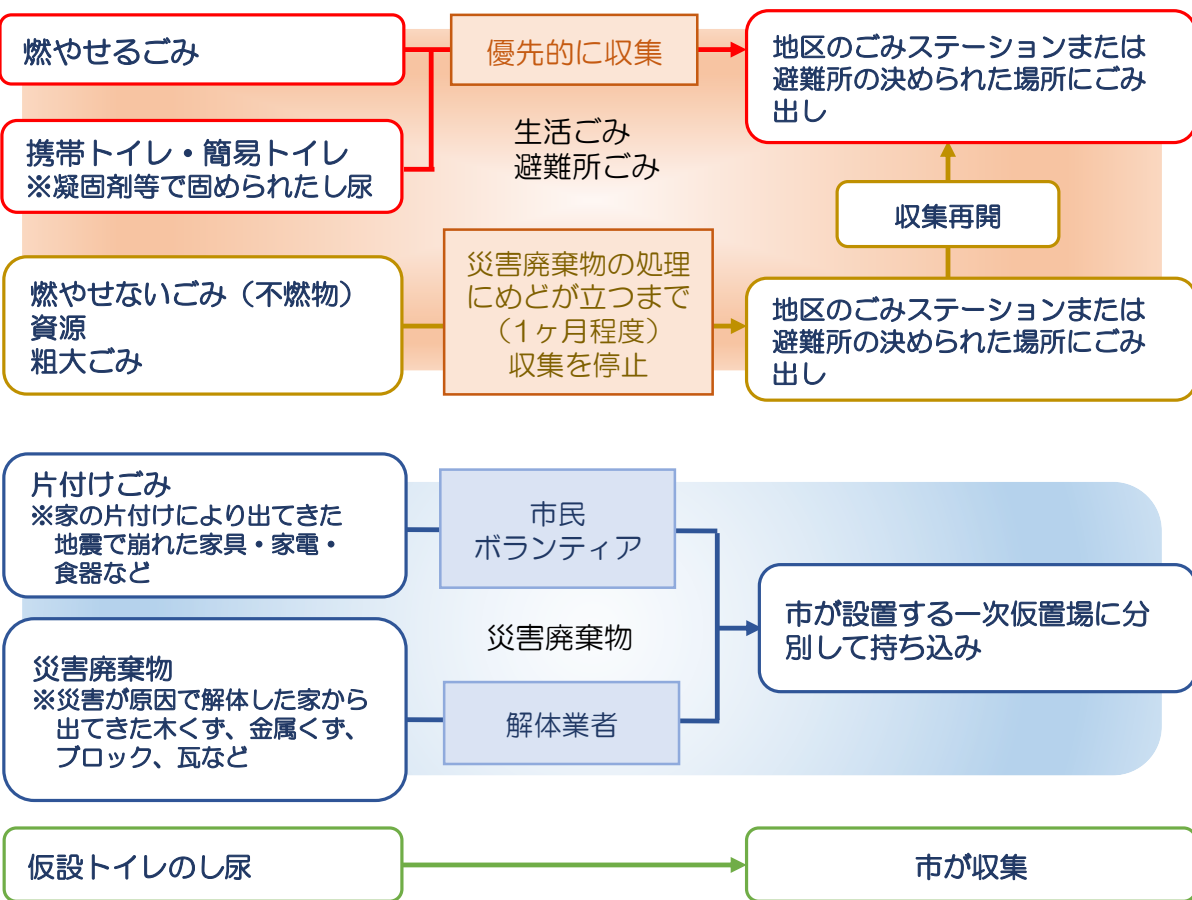
2 対象とする災害

本計画の対象とする災害は、地震、津波、風水害を対象とし、長崎県災害廃棄物処理計画で想定されたケースのうち、本市に被害をもたらすものを対象とする。

3 災害時における廃棄物処理の基本的な考え方

災害時は一度に大量の廃棄物が発生するため、生ごみなど腐りやすいごみや携帯トイレ等のし尿（凝固剤等で固められたもの）などを優先的に処理します。

自宅で生活を再開するために出る片付けごみや災害廃棄物を仮置場に受け入れます。



4 災害廃棄物の分別区分

災害時に発生するごみは、生活ごみ、避難所ごみ、し尿と、災害廃棄物（片付けごみ・撤去家屋等）に分けられます。

－ 災害時に発生するごみの種類と特徴 －

廃棄物	特徴	
生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い 事業系一般廃棄物として管理者が処理する	
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物 (片付けごみ・撤去家屋等)	可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリート から	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）
	適正処理が 困難な廃棄物	ピアノ、タイヤ、マットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの、漁網、石こうボード、災害で被害を受けた廃船舶など

5 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

① 生活ごみ・避難所ごみの処理

発災後速やかに対応すべきは廃棄物は、被災者の生活で排出される「避難所ごみ」と「し尿」です。

生活ごみ：腐敗性や臭気の高いものを優先して収集

避難所ごみ：3～4日後から収集運搬

し尿：翌日から収集運搬

— ごみ処理の優先度 —

優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付いたガーゼ等、回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ(し尿)	簡易トイレ(凝固剤等で固められたし尿)は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物(生ごみ)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源物燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

② し尿の処理

避難所において、断水でトイレが使用できない場合や不足する際は、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレなどを設置します。

— 設置するトイレの数 —

時期	災害発生初動期(発災～3日)	応急対応期(3日～1ヶ月)	復旧期(1ヶ月以降)
トイレの数	避難者75人に1基	避難者50人に1基	避難者20人に1基

③ 周知・啓発について

迅速に災害廃棄物の処理に関する適正な情報の発信を行います。

- 発信内容 … 災害廃棄物の排出方法、分別方法等
- 発信方法 … 市庁舎、公民館等の公共機関、避難所などの掲示板への貼り出し、マスコミ報道、ホームページ、スマホ用アプリ、SNS(ライン、フェイスブック、ツイッター等)などを活用

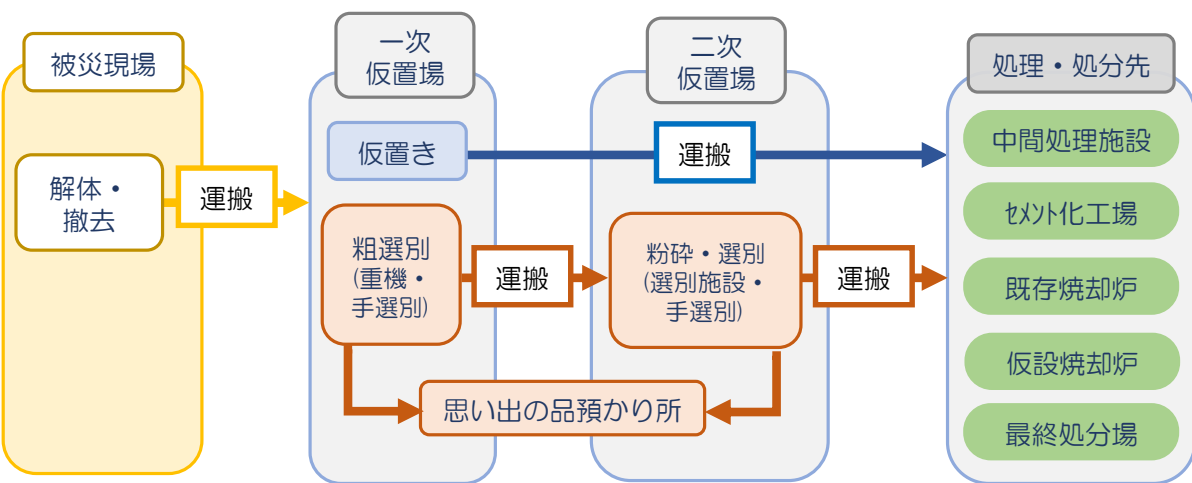
6 災害廃棄物の処理

短期間で大量に発生する災害廃棄物は、処理施設において一度に処理をすることができません。このため、大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための「一次仮置場」を設置します。その後、処理施設での処理が円滑に進むよう集約して保管し、機械選別や再資源化を行うための「二次仮置場」を、被災規模に応じて設置します。

「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、分別し仮置きされます。その後「二次仮置場」に運搬・集約され、選別処理や再資源化が行われた後、「廃棄物処理施設（焼却施設や最終処分場など）」での処理・処分が行われるとともに、再生利用が行われます。

災害廃棄物の処理は、被災現場で分別してから仮置場に搬入を行うことで、処理の時間や費用を大きく短縮することができます。

全ての廃棄物を処理するのに、概ね3年以内を目標



生活環境の保全・安全作業の確保

7 貴重品・思い出の品の取り扱い

- 所有者等が不明な貴重品（現金、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察へ遺失物として届けます。
- 所有者等の個人にとって価値があると思われるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず自治体等で保管し、可能な限り所有者に引き渡します。

島原市災害廃棄物処理計画 概要版 発行：長崎県島原市（令和元年12月）

編集：市民部 環境課

所在地：〒855-8555 島原市上の町537番地

電話：0957-63-1111（代表）